



シリーズ

介護保険

・・・第2回・・・

介護保険料

いては市が、第2号被保険者の介護保険料については国民健康保険などの各医療保険者が料率を決めることになっていきます。

介護保険制度は、3年ごとに改正されており、市はその改正に合わせ介護保険事業計画を策定しています。この計画の中で、今後3カ年の第1号被保険者数や要介護(要支援)認定者数、サービス利用量の見込み、サービス費用の見込額などをもとに、介護保険料基準額(1人あたり必要な介護保険料)を算出しています。

書や口座振替で納めていただく方法(「普通徴収」)があります。原則、特別徴収によって納めていただきますが、年間の年金額が18万円未満の方や年金を担保に入れている方などについては普通徴収で納めていただいています。

※65歳になった方も年金天引きに移向するまでは普通徴収
 ※第2号被保険者は、毎月の医療保険料と一緒に納付

介護保険料 基準額の推移

市の介護保険料基準額は、介護サービス給付費の増加により、介護保険制度発足時の第1期(平成12～14年)に対して、現在の第5期(平成24～26年)は約2倍になっています。近年はその差が縮まってはきましたが、国の介護保険料平均額と比較しても市の介護保険料基準額が上回っている状況です。

今後に向けて

今後高齢化は進展することから、介護サービスの利用増が見込まれます。高齢にな

っても住み慣れた地域で自立した生活を続けるため、また介護保険料の負担を抑えるためにも、要介護状態にならないことや、仮に介護が必要な状態になっても悪化を防ぐことが重要になってきます。

そのためには、一人ひとりが日ごろから健康の保持・増進に心がけ、介護予防を意識して生活することや適正なサービス利用により心身の状態を維持・改善することが大切です。

介護保険とは介護が必要な状態になったとき、社会全体で支え合う仕組みとして設けられ、被保険者(40歳以上の方)の介護保険料(50%)と国・県・市による負担金(50%)で運営されています。

介護保険料は、65歳以上の方(「第1号被保険者」と40歳～64歳の方(「第2号被保険者」)の平均的な1人あたりの保険料がほぼ同じ水準になるよう、それぞれの負担割合が決められており、第5期介護保険事業計画期間(平成24～26年)では、第1号被保険者21%、第2号被保険者が29%となっています。

第1号被保険者の

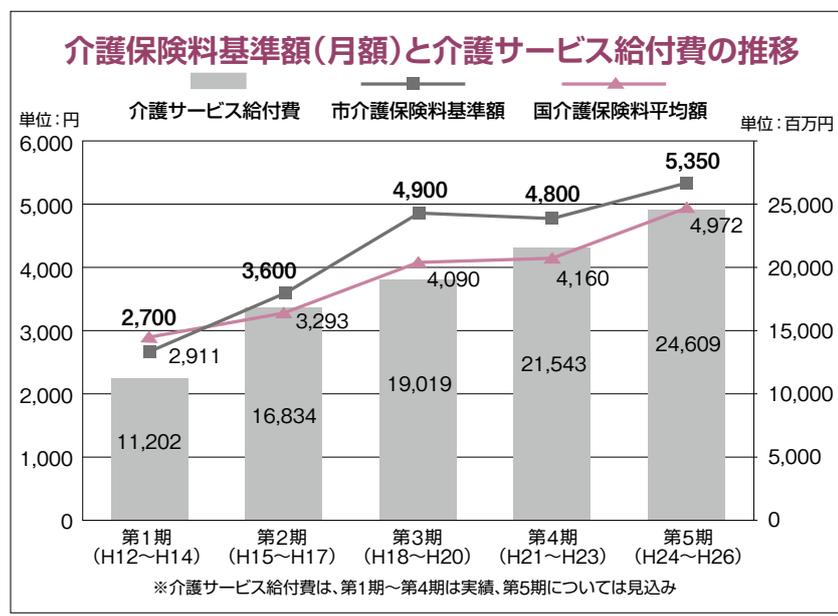
介護保険料の算出方法

第1号被保険者の介護保険料にっ

介護保険料の納め方

第1号被保険者の介護保険料の納め方は、年金から天引きで納めていただく方法(「特別徴収」と毎月納付

【例】生活保護を受給している方は0.5、前年の合計所得金額が750万円以上の方は1.9を乗じるなど11段階に分類



介護保険についてのご意見をお寄せください 問合せ先 高年介護課 ☎35-3178